

随意契約の状況			担当課：産業課 契約日：令和5年12月21日	
業務名	契約の概要	契約期間	契約の相手方	契約金額
八雲町緊急就労対策事業	熊石地区町有林の樹木枝打ち等作業	R5.12.21 ～ R6.3.29	八雲町熊石雲石町 135番地2 八雲町熊石高齢者 事業団 会長 荒田 耕三	3,424,080円 うち消費税311,280円
随意契約とした理由及び随意契約の相手方を選定した理由				
<p>本事業は、緊急就労対策の一環として、季節労働者の冬期間の雇用安定を図る目的とする委託事業であり、業務内容から実績と技術力を有している事業者が限定される。八雲町熊石高齢者事業団は、熊石地区の「わんぱくの森維持管理業務」を受託しており枝条等整理作業を行い、かつ熊石地区の八雲町緊急就労対策事業で指導員経験者等がおり森林枝打ち伐採業務における経験者を有し、実績と技術力を有していることから、信頼のおける最適な業者として選定した。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び八雲町財務規則第140条第2項第1号の規定に基づき、上記業者より見積書を徴した結果、予定価格の範囲内であったため、随意契約を行ったものである。</p>				